

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人(運転者を含む。以下同じ)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。  
なお、この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に添うることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

### 第2条 貸渡契約

#### 第2条 (予約)

借受人は、レンタカーを借りに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約をすることができるとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

#### 第3条 (貸渡契約の締結)

当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。  
なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証及び運転免許証以外の身分を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提示された書類の写しを求めるとし、貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

#### 第4条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。  
当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸し渡すことができるものとします。  
3 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

#### 第5条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

- (1)この約款に違反したとき。
- (2)借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- (3)第9条各号に該当することとなったとき。
- (4)借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第2条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

#### 第6条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約が終了するものとします。

#### 第7条 (中途解約)

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、第25条の中途解約手数料を支払うものとします。

#### 第8条 (借受条件の変更)

貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

#### 第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1)貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2)酒気を帯びているとき。
- (3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4)予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者と異なるとき。
- (5)過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6)過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。)において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

## 第3章 貸渡自動車

#### 第10条 (開始日時等)

当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所等、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

#### 第11条 (貸渡方法等)

当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。

#### 第12条 (貸渡料)

当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届出で実施している料金表によるものとします。

#### 第13条 (貸渡料金改定に伴う処置)

前条の貸渡料金を第2条による予約をして後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

## 第5章 責任

#### 第14条 (定期点検整備)

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

#### 第15条 (日常点検整備)

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路法運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

#### 第16条 (借受人の管理責任)

借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

#### 第17条 (禁止行為)

借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けず、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3)レンタカーの自動車登録番号票又は車両番号票を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造する等、その現状を変更すること。
- (4)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は、他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6)当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

#### 第18条 (自動車貸渡証の携帯義務等)

借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

#### 第19条

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えた時は、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

## 第6章 自動車事故の処置等

#### 第20条 (事故処理)

借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1)直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
- (2)当該事故に関し、当社および当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3)当該事故に関し、第三者と示談又は協定するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- (4)レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

#### 第21条 (補償)

当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内において充当するものとします。

### 第6章 自動車事故の処置

- (1)対人補償1名限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む。)
- (2)対物補償1事故限度額 無制限(免責額 5万円)
- (3)車輛補償1事故限度額 時価額(免責額 5万円)
- (4)搭乗者補償1事故限度額 3000万円

#### 第22条 (故障等の処置等)

借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

#### 第23条 (不可抗力事由による免責)

当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間中にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

#### 第24条 (予約の取消等)

借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返還するものとします。

#### 第25条 (中途解約手数料)

借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

#### 第26条 (貸渡料金の払戻し)

当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

- (1)第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額
- (2)第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料分から、貸渡しから貸渡契約は終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
- (3)第7条第1項により、借受人が中途解約をしたときは、受領した貸渡料分から、貸渡しから中途解約の払戻し期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

## 第8章 返還

#### 第27条 (レンタカーの確認等)

借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

#### 第28条 (レンタカーの返還時期等)

借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

#### 第29条 (レンタカーの返還場所等)

レンタカーの返還は、第3条第2項より明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項より返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

#### 第30条 (レンタカーが乗り上げられた場合の処置)

当社は、借受人が貸渡期間満了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、(社)全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

## 第9章 雑則

#### 第31条 (個人情報の登録と利用の同意)

借受人は、事前に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報及び(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会との会員事業所に利用されることは同意するものとします。

#### 第32条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1)レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するため。
- (2)借受人に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
- (3)借受人の本人確認及び審査するため。
- (4)個人情報統計的に集計・分析し、個人を識別。特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

#### 第33条 (消費税)

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行に課される消費税(地方消費税を含む)を別途当社に支払うものとします。

#### 第34条 (遅延損害金)

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対して年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第35条 (契約の細則)

当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。

#### 第36条 (管轄裁判所)

この約款は、平成24年4月1日から施行します。

※標準約款は消費税課税事業者用と消費税免税事業者用に分かれており、免税事業者用約款については第33条(消費税)の規定は含まれていない。従って、第33条以下の番号は次の通りになる。(遅延損害金)第34条/(契約の細則)第35条/(管轄裁判所)第36条